

定 款

株式会社ウクライナ文化の箱庭

令和 8 年 6 月 24 日設立

株式会社ウクライナ文化の箱庭定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社ウクライナ文化の箱庭と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 美術館，アートセンター，ギャラリーその他文化芸術施設の企画，設置，運営及び管理
- 2 文化芸術に関する展覧会，上映会，演奏会，講演会，フェスティバルその他催事の企画，制作，運営及び開催
- 3 文化芸術に関する講座，ワークショップ，体験教室その他教育普及事業の企画，運営及び実施
- 4 美術品，工芸品その他文化芸術に関する資料の収集，保存，展示，調査，研究，アーカイブの作成及び公開
- 5 書籍，図録，電子出版物，映像及び音声コンテンツの企画，制作，出版，販売及び配信
- 6 美術品，工芸品，民芸品，グッズ，土産物その他関連商品及び古物の売買，仲介，受託販売，製造，輸出入及び通信販売
- 7 古物営業法に基づく古物営業
- 8 アーティストその他文化芸術活動を行う者に対する広報，翻訳，キャリア形成その他の支援及びコンサルティング業務
- 9 スタジオ，アトリエ，展示室，イベントスペースその他施設の賃貸及び運営管理

1 0 飲食店の経営及び酒類の販売

1 1 文化芸術を活用した地域振興，観光振興及びまちづくりに関する企画，調査及びコンサルティング業務

1 2 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は，本店を徳島県美馬市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は，官報に掲載する方法とする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は，300株とする。

(株式の譲渡制限)

第6条 当社の株式を譲渡により取得する場合には，株主総会の決議を要する。
ただし，当社の株主が当社の株式を譲渡により取得する場合においては，株主総会の決議があつたものとみなす。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第7条 当社は，相続その他の一般承継により，当社の株式を取得した者に対し，当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株券の不発行)

第8条 当社の株式については，株券を発行しない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第9条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには，株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され，若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の

書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 10 条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第 11 条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第 12 条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は当会社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(基準日)

第 13 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか必要があるときは、取締役の過半数の決定によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株主総会

(株主総会決議事項)

第 14 条 株主総会は、会社法に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その

他株式会社に関する一切の事項について決議をすることができる。

(招集)

第 15 条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会
は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

(招集手続)

第 16 条 株主総会を招集するには、株主総会の日 の 2 週間前までに、議決権を行使
することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

2 前項の招集通知は、会社法第 2 9 8 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項を
定めた場合を除き、書面であることを要しない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使する
ことができる株主の全員の同意があるときは、会社法第 2 9 8 条第 1 項第 3 号又
は第 4 号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集の手続を経ることなく開催する
ことができる。

(招集権者及び議長)

第 17 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招
集する。複数の取締役を置く場合は、取締役の過半数の決定により、取締役社長
がこれを招集する。

2 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故又は支障が
あるときは、あらかじめ取締役の過半数の決定により定める順序により、他の取
締役がこれに代わり、取締役全員に事故があるときは株主総会において出席株主
中から選出する。

(決議の方法)

第 18 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権
を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した
当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 3 0 9 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主

の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議等の省略)

第19条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第20条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は1名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第21条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、議事録の作成に係る職務を行った取締役又は議長、出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行い、当会社本店において株主総会の日から10年間備え置くものとする。

第4章 取締役及び代表取締役

(員数)

第22条 当会社の取締役は、1名以上とする。

(取締役選任及び解任の方法)

第 23 条 当会社の取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(任期)

第 24 条 取締役の任期は、選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とし、増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第 25 条 当会社に取り締役を複数置く場合には、代表取締役 1 名以上を置き、取締役の互選により定める。

2 代表取締役は、社長とし、当会社を代表する。

3 当会社の業務は、専ら取締役社長が執行する。

(報酬等)

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 27 条 当会社の事業年度は、毎年 6 月 1 日から翌年 5 月 31 日までの年 1 期とする。

(剰余金の配当)

第 28 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 5 月 31 日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。

2 前項に定める場合のほか、当社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録された株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第 29 条 剰余金の配当がその支払提供の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

第 6 章 附 則

(設立時取締役)

第 30 条 当社の設立時取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役 チジェンコ アロナ (CHYZHENKO ALONA)

設立時取締役 矢野亮

(設立時代表取締役)

第 31 条 当社の設立時代表取締役は、次のとおりとする。

徳島県三好市井川町柳 2 番地 1

設立時代表取締役 チジェンコ アロナ (CHYZHENKO ALONA)

徳島県三好市井川町柳 2 番地 1

設立時代表取締役 矢野亮

(設立に際して出資される財産の価額及び成立後の資本金の額)

第 32 条 当社の設立に際して出資される財産の価額は、金 300 万円とする。

2 当社の成立後の資本金の額は、金 300 万円とする。

(発起人の氏名ほか)

第 33 条 発起人の氏名、住所及び設立に際して割当てを受ける株式数並びに株式と

引換えに払い込む金銭の額は、次のとおりである。

徳島県三好市井川町柳2番地1

発起人 チジェンコ アロナ (CHYZHENKO ALONA)

60株, 金300万円

(最初の事業年度)

第34条 当会社の最初の事業年度は、会社成立の日から令和9年5月31日までとする。

(法令の準拠)

第35条 この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令に従う。

以上、株式会社ウクライナ文化の箱庭設立のため、発起人チジェンコ アロナ (CHYZHENKO ALONA) の定款作成代理人である司法書士法人加島事務所社員加島寛之は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和8年6月8日

徳島県三好市井川町柳2番地1

発 起 人 チジェンコ アロナ

(CHYZHENKO ALONA)

上記発起人の定款作成代理人

徳島県美馬市脇町大字猪尻字若宮南93番地2

司法書士法人加島事務所 社員 加 島 寛 之